

# 公益財団法人 沖縄県スポーツ協会指導者育成委員会規則

## (設置)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）専門委員会規程第2条に基づき、指導者育成委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項に関して定める。

## (目的)

第2条 この委員会は、県内スポーツ指導者が相互に緊密に連携し、親睦を深める中で自己研鑽に努めるとともに、県内スポーツ指導者の育成及び組織の確立を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) スポーツの普及振興、指導者養成に係る基本的方策の樹立に関する事
- (2) スポーツの指導者養成及び組織の確立に関する事
- (3) スポーツ指導者の研修会・講習会等の開催及び派遣に関する事
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会委託事業等の推進に関する事
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関する事

## (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員15名以内をもって構成し、本会理事長が委嘱する。

- (1) 本 会 理 事 3名以内
- (2) 加 盟 団 体 4名以内
- (3) JSPO 公認スポーツ指導者 4名以内
- (4) 県スポーツ推進委員協議会 2名以内
- (5) 学 識 経 験 者 2名以内

## (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長・・・1名
- (2) 副委員長・・・1名

## (役員職務)

第6条 委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

## (任期及び制限年齢)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員の解任については、本会定款第30条に準ずる。
- 3 委員は、就任時に70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者理事についてはその限りではない。

## (委員会)

第8条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本会理事長、副会長及び専務理事は、委員会に出席して意見を述べるができる。

## (部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、すべて部会員となる。
- 3 各部会の部会長には、委員会の委員をもって充てる。
- 4 部会の重要決定事項は、委員会の承認を得なければならない。
- 5 部会の運営に関することについては、別に定めることができる。
- 6 委員会及び部会には会議録を作成し、委員長及び部会長捺印の上、これを保存する。

## (事務)

第10条 委員会及び部会の事務処理は、本会事務局で行う。

## 附則

- 1 この規則は、昭和62年 8月11日から施行する。
- 2 この規則は、平成 元年 7月18日から施行する。
- 3 この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 4 この規則は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 5 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

6 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。